

高齢者等ごみ出し支援事業の試行的実施

可燃ごみや資源ごみを所定のごみ置場まで自ら持ち出すことが困難な高齢者等を支援するため、「戸別収集」を行い、住み慣れた地域で生活を送れるよう、高齢介護課と生活環境課で連携して進めていきます。

<実施時期>

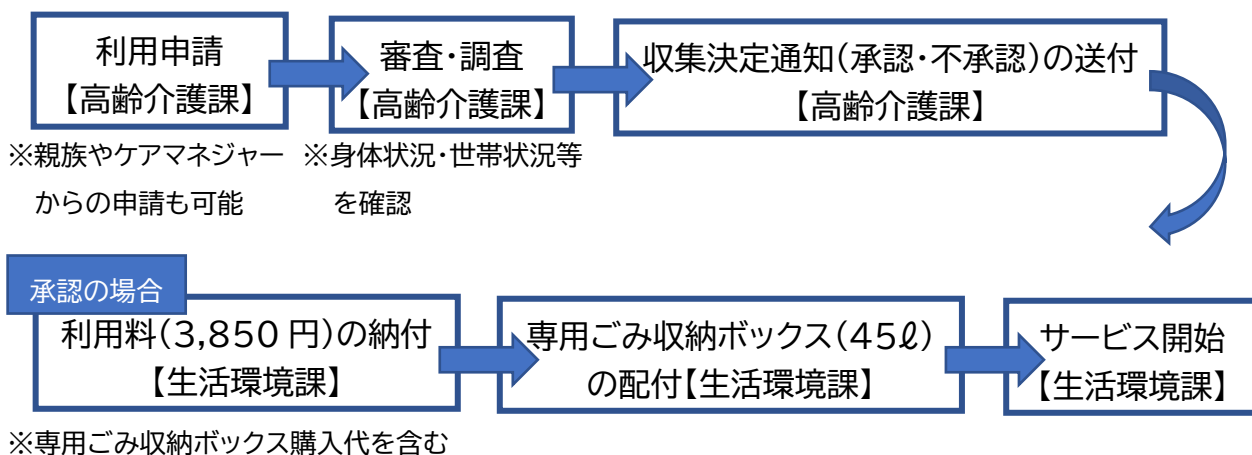
令和6年8月から開始

<対象者>

次のすべてに該当する方。

- 町内に住所を有し、居住している方。
- 65 歳以上の高齢者のみの世帯の方。
- 地域で決められたごみ置場まで、ごみを持ち出すことができない方。
- 地域や身近な人にごみ出しの協力が得られない方。
- 介護保険の認定を受けている方。

<申請・審査の流れ>



<収集の流れ>

- 収集日の朝8時までに自宅玄関前などの所定の場所に置く。
- 町職員が、ご自宅に順次伺い、専用ごみ収納ボックスに入っているごみを午前中の内に収集。
※収集は週1回決まった曜日に行います。
※見守り活動も兼ねています。

【お問い合わせ】

- ・利用申請については・・・高齢介護課高齢福祉班 0463-75-9542
- ・ごみ収集については・・・生活環境課生活環境班 0463-71-5879

非課税世帯で移動が困難な65歳以上の方へ

6月から二宮町高齢者移動支援事業 が始まりました



外出機会の確保を目的とし、高齢者への日常生活支援策として、タクシーを活用した高齢者の移動支援策を試行的に実施しています。

<対象者>

町内に住所を有し、在宅で生活している65歳以上の高齢者で下記のすべてに該当する方

- ・非課税世帯の方
- ・歩行補助用具(杖や押し車等)を使用している方
- ・バス停まで歩いていくことが難しく、日常生活で移動に不便を感じている方
- ・自動車を保有していない方
- ・他のタクシー利用助成等(二宮町在宅障害者タクシー利用助成券や自動車税の減免など)を受けていない方

<交付枚数> 月4枚/1枚500円分(最大年48枚)

<申請方法>

役場に申請書
を提出

提出の際にアン
ケートを記入

原則 即日交付

<持ち物>

お持ちの方のみ障害者手帳(自動車税・軽自動車税の減免状況の確認のため)

※申請した月から年度末(翌年3月)まで

※1回につき1枚(500円)を上限とし、外出時のタクシー利用料金の助成をします。

料金が500円を超えた分については、自己負担となります。

※即日交付できない場合もありますのでご了承ください。

4月から二宮町要介護(要支援)の高齢者移送サービスも拡充しています！

65歳以上の下肢体幹が不自由な要介護・要支援の高齢者であって、寝たきりの方や常時車椅子を使用している方、介護人の付添いがなければ外出が不可能な方にタクシー利用助成券をお渡ししています。4月から交付枚数が増えましたので、ご利用ください。

交付枚数 月2枚/1枚500円分(最大年24枚)→月4枚/1枚500円分(最大年48枚)

お問い合わせ:二宮町高齢介護課高齢福祉班 0463-75-9542(直通)